

令和元年第4回定例会

民生環境常任委員会会議概要

委員長 天内 慎也

副委員長 赤木 長義

1 開催日 令和元年12月11日（水曜日）

2 開催場所 第4委員会室

3 審査案件

議案第163号 青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例の制定について

議案第166号 青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第168号 青森市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第169号 青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○出席委員

委員長	天 内 慎 也	委員	万 徳 なお子
副委員長	赤 木 長 義	委員	山 本 治 男
委員	奈 良 祥 孝	委員	小豆畑 緑
委員	橋 本 尚 美	委員	中 村 節 雄
委員	蛭 名 和 子		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	八 戸 認	保健部次長	山 口 朋 子
福祉部長	舘 山 新	保健部参事	加 福 拓 志
保健部長	浦 田 浩 美	市民病院事務局次長	加 福 理美子
市民病院事務局長	岸 田 耕 司	環境政策課長	西 澤 哲 司
環境部次長	川 村 敬 貴	福祉政策課長	白 坂 孝 志
環境部参事	若佐谷 昭 人	市民病院事務局総務課長	船 橋 正 明
福祉部次長	福 井 直 文	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	小 山 隆	議事調査課主事	北 山 賢 臣
---------	-------	---------	---------

○天内慎也委員長 ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案4件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第163号「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第163号「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例の制定について」御説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

初めに、制定理由につきましては、手話が言語であることの普及及び多様な意思疎通の促進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話が言語であることの普及及び多様な意思疎通の促進のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現を図るため制定しようとするものであります。

制定内容について御説明いたします。条例の構成につきましては、前文から始まり、第1条の目的から第10条の委任までとなっております。

前文では、条例制定の背景や動機、条例の理念等について記載しており、第1条の目的では、この条例の制定目的について、第2条の定義では、聾者、障害のある人、意思疎通手段などの用語の定義について、第3条の基本理念では、条例の考え方について記載しております。第4条の市の責務では、市が果たすべき役割について、第5条の市民及び事業者の責務では、市民及び事業者が果たすべき役割について記載しております。第6条の施策の推進では、手話が言語であることの普及及び多様な意思疎通手段の理解の促進に関する施策等の推進について、第7条の普及及び周知では、基本理念の理解を深めるための取り組みとして、手話が言語であることの普及及び障害の特性への理解と障害の特性に応じて必要な意思疎通手段の周知について、第8条の学習機会の確保等では、手話が言語であること及び障害の特性に応じた意思疎通手段の重要性の理解を深めるための学習機会の確保等について記載しており、第9条の人材の養成では、障害の特性に応じた意思疎通支援者及びその指導者の養成について規定しており、第10条は委任となっております。

施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

それでは、条例の具体的な内容について、逐条解説で御説明させていただきます。

2 ページをごらんください。

前文は、条例制定の背景や動機、条例の理念や目的について記載しており、前文の上段では、手話が言語であることについての理解を深め、その普及に努めていくこと、中段では、多様な意思疎通手段による意思疎通の促進に努めていくことについて述べており、下段には、まとめとして、これらのことを踏まえての条例制定に当たって目指すべき姿を述べております。

5 ページをごらんください。

第1条の目的では、条例の目的を明らかにしております。

6 ページをごらんください。

第2条の定義では、条例における用語について定義しております。

10 ページをごらんください。

第3条の基本理念では、条例における基本的な考え方を定めております。第1項では、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であること、また、聾者が日常生活や社会生活を営むために大切に受け継いできた言語であるという手話が言語であることの普及に当たっての認識について、第2項では、多様な意思疎通の促進は、全ての市民が障害のある人など意思疎通が困難な人の思い及び考えを理解し、相互に人格と個性を尊重し合うために、多様な意思疎通が必要であることを認識することを基本とする旨規定しております。

11 ページをごらんください。

第4条の市の責務では、市の責務を定めており、市が本条例に基づき、手話が言語であることの普及と多様な意思疎通の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することについて規定しております。

12 ページをごらんください。

第5条の市民及び事業者の責務では、市民及び事業者の責務を定めており、市民及び事業者は、第3条の基本理念について理解を深め、誰もが地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現に協力するよう努めることについて規定しております。

13 ページをごらんください。

第6条の施策の推進では、市は、手話が言語であることの普及と多様な意思疎通の促進のための施策を、第4条の市の責務に基づき、実施していくことを定めております。

14 ページをごらんください。

第7条の普及及び周知では、市民や事業者に対し、第3条の基本理念の理解を深めるための市の取り組みについて定めております。

15 ページをごらんください。

第8条の学習機会の確保等では、市が市民や事業者に対し、学習の機会を確保することについて定めており、第1項では、手話が言語であること及び

障害の特性に応じた意思疎通手段の重要性の理解を深めるため、市が学習機会の確保を図ること、第2項では、本市の条例の特色にもなりますが、幼児の教育及び保育並びに学校教育において、理解の促進及び普及に努めることについて、第3項では、意思疎通手段を習得する機会の確保を図ることについて、第4項では、職員に対する研修について規定しております。

16ページをごらんください。

第9条の人材の養成では、意思疎通支援者などの人材養成のための取り組みについて定めております。

18ページをごらんください。

第10条の委任では、市長への委任事項について定めており、この条例に定めのない事項は市長が別に定めることを規定しております。

最後に、附則では、本条例の施行期日を令和2年4月1日とすることを規定しております。

以上、議案第163号について御説明いたしました。慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○天内慎也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第163号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第166号「青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 議案第166号「青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料をごらんください。

条例の制定理由につきましては、建築基準法の一部改正により、耐火建築物に適合しなければならない建築物から、3階建てで延べ床面積が200平米未満のものが除かれることとされました。

この建築基準法の改正は、既存建築物を他用途に円滑に転用するための建

築規制の合理化を行うため、一般的な避難時間に着目し改正したものでありますが、認定こども園及び保育所の用に供する建築物につきましても、火災時の避難に通常よりも時間を要すると考えられる子どもの安全を確保するため、これまでと同様の耐火基準を維持する必要があることから、国の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に従い、所要の改正をしようとするものであります。

改正条例は、資料に記載のとおり、認定こども園及び保育所に係る3つの条例となります。

改正概要につきましては、3つの条例のいずれも、保育室等を3階以上に設ける建物に係る設備の基準を定めた条文に、記載のとおり建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であることの要件を追加するものであります。

施行期日は、公布の日から施行するものであります。

これらの改正の具体的な条文といたしましては、資料の2ページから4ページまでに、それぞれ新旧対照表を記載しております。

まず、2ページをごらんください。

2ページは、青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例について、第20条に第2号として、「建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること」を加えております。3ページは、青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の第33条を、4ページは、青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の第17条をそれぞれ同様に改正しております。

以上、議案第166号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○天内慎也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 確認したいのですが、建築基準法第2条第9号の2というのは、どこかに書いてありますか。

○天内慎也委員長 福祉部長。

○館山新福祉部長 済みません。建築基準法第2条第9号の2については、資料には添付しておりません。申しわけありません。

○天内慎也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 お手元があれば、読み上げていただくことは可能ですか。

○天内慎也委員長 福祉部長。

○館山新福祉部長 建築基準法第2条第9号の2ですけれども、「耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう」。「イ その主要構造部が(1)

又は（２）のいずれかに該当すること」。 「（１）耐火構造であること」。
「（２）次に掲げる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること」。 「（ｉ）当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること」。 「（ｉｉ）当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること」。 「ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備を有すること」という定めとなっております。

○**天内慎也委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** わかりました。

○**天内慎也委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 166 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 168 号「青森市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。環境部長。

○**八戸認環境部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 168 号「青森市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料①をごらんください。

１の提案理由にありますとおり、排水設備の指定業者の資格要件を改正するため提案するものであります。

これにつきましては、４の参考の（２）参考法令に記載のある、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年 6 月 14 日に公布され、これを受けて国土交通省においても標準下水道条例を改正する旨の通知があり、本市でも今回改正するものであります。

２の改正内容であります。１つ目として、「代表者が成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合又は破産者であって復権していない場合」を「代表者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である場合」に改めること。２つ目として、「代表者が精神の機能の障害により排水設備等の新

設等の工事を適正に施行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者である場合」を追加するものであります。

3の施行日については公布の日からとしております。

条例改正の内容につきましては新旧対照表のとおりでありますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

以上、議案第168号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○天内慎也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第168号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第169号「青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 議案第169号「青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料②をごらんください。

1の提案理由にありますとおり、公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する等のため提案するものであります。

2の背景・経緯についてであります。平成26年6月24日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2014において、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する旨が明記され、平成27年1月27日の総務省通知において平成27年から平成31年までを公営企業会計適用の集中取り組み期間とし、下水道事業及び簡易水道事業は、特に公営企業会計適用の必要性が高い事業として重点事業と位置づけられたものであります。

3の改正内容であります。〔1〕青森市公営企業の設置等に関する条例に、公共下水道事業等を追加し、〔2〕青森市特別会計条例から公共下水道事業及び農業集落排水事業を削除するものであります。

4のその他改正内容（水道部関係）につきましては、青森市水道事業の給水区域に、藤崎町の一部を加え、給水人口、1日最大給水量の数値を改める

ものとなっております。

5の施行日については令和2年4月1日としております。

それぞれの条例改正の内容につきましては、新旧対照表のとおりでありますので説明は省略させていただきます。

以上、議案第169号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○天内慎也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第169号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)